

『瑜伽師地論』心所法の研究

清水隆

『瑜伽師地論』は心所法として五十一もしくは五十三法を挙げ、それらを五類もしくは六類に分類している。今、この総数の相違が邪欲・邪勝解二法の説・不説に起因し、また分類の相違が不定心所に相当する悪作・睡眠・尋・伺の四法を染汚法（煩惱・随煩惱心所）から独立して分類させるか否かによっていることは先に拙稿（『印仏研』第二十八巻第一号所収）で触れたところである。そこで本稿では悪作・睡眠・尋・伺の四法のうち、悪作と睡眠が『瑜伽師地論』においてどの様に説かれているかを検討する事によつて、分類の相違という問題について若干の考察を試みようとするものである。

なお、心所論については水野弘元著『パーリ仏教を中心とした仏教の心識論』・勝又俊教著『仏教における心識説の研究』の二大著作があり詳細な解説がなされているが、残念ながら『瑜伽師地論』に関しては以下に述べるとまとまつて説かれてゐる箇所にはしか触れられていないようである。

さて、『瑜伽師地論』において心所法がまとまつて説かれ

ているのは五箇所であり、そのうち悪作・睡眠・尋・伺を説いている部分を挙げると以下の如くである。（なお出典の頁は大正新修大藏經三〇巻のものである。）

（卷一）云何意地……彼助伴者謂作意……惡作睡眠尋伺如是等

輩俱有相応心所有法是名助伴（二八〇・b）

（卷三）幾依二一切処二生非二一切地二非二一切時二非二一切耶、答謂

惡作等伺為二後辺（二九一・a）

（卷五十五）随煩惱自性云何謂忿……惡作睡眠尋伺……随煩惱云

何展転相応当知……睡眠惡作与二一切善不善無記二相応（六〇

四・a）

（卷五十八）尋伺惡作睡眠此四随煩惱通二善不善無記心二起非二一

切処二非二一切時……惡作睡眠唯在二欲界（六二二・a）

以上の箇所のうち、論前半の本地分では卷三においては悪作・睡眠・尋・伺の四法は煩惱・随煩惱心所から独立して分類されており、他の撰決択分ではそれらが随煩惱心所中に分類されている。しかし卷五十五では悪作・睡眠が善・不善・

無記と相応するとされており、卷五十八でも「一切」の具欠の説明は卷三と同一であり随煩惱心中に分類することは不合理である。これは水野・勝又博士も指摘しておられるが、両博士とも卷五十八の記述には触れられていないようである。

次に当面の課題である悪作・睡眠に関して論に個別に説かれてある箇所について検討してみると、それらは重複する所もあるが大体次の五つに分類することが出来る。

(1) 悪作・睡眠の両者もしくはどちらか一方を善法を修するのを妨げる纏としている。

(卷八) 纏者八纏謂……睡眠……惡作(三一四・c)

(卷二十七) 住瞋恚憍沈睡眠掉舉惡作疑纏(四三五・a-b)

(卷四〇) 諸菩薩……為瞋恚憍沈睡眠掉舉惡作疑纏所苦有情

開解令離疑纏等苦(五一二・c)

(卷五十四) 便為憍沈睡眠纏覆其心(五九六・a)

(卷八十九) 一切煩惱皆有其纏……憍沈睡眠數現行能為障

礙……掉舉惡作數現行能為障礙(六〇三・b)

(2) 悪作・睡眠を善法を生じさせない蓋としている。

(卷十一) 有五蓋……一貪欲蓋一瞋恚蓋三憍沈睡眠蓋四掉舉惡作蓋五疑蓋……睡眠者謂心極昧略……心極昧略是睡眠性……惡作者謂因尋思親屬等上故心生追悔……或因追念昔所曾經戲笑等事便生悔恨(三二九・b-c)

(卷二十一) 於五種蓋淨修其心所謂貪欲瞋恚憍沈睡眠掉舉惡作及疑蓋(三九七・b)

(卷四十一) 瞋恚憍沈睡眠掉舉惡作及疑蓋(五一九・a)

(卷七十七) 於五蓋中一幾是奢摩他障幾是毘鉢舍那障……掉舉惡作是奢摩他障憍沈睡眠疑是毘鉢舍那障(七二七・d)

(卷八十九) 為欲斷除憍沈睡眠及以疑蓋二分析六事一如理作意(八〇六・c)

(3) 悪作・睡眠を煩惱・随煩惱もしくは雑染・染汚としている。あるいはそれらと同格のものとしている。

(卷十三) 云何睡眠謂諸煩惱隨眠(三四六・b)

(卷二〇) 性多睡眠有多睡眠随煩惱現行過失(三九一・b)

(卷三十七) 除遣憂愁及惡作一行除遣煩惱随煩惱行(四九七・c)

(卷六十九) 云何為犯謂能障礙所有善法令不得生……惡作者謂如有相統染汚惡作所觸於此惡作不能善巧究竟除遣(六七八・c-六七九・a)

(卷八十五) 為斷憍沈睡眠掉舉惡作如其次第奢摩他毘鉢舍那品随煩惱上故(七七八・a)

(卷九〇) 憍沈及以睡眠二随煩惱(八一〇・b)

(卷九十二) 如是毀犯如是惡說如是惡作如是非法雜染而住(八二八・a)

(卷九十九) 憍沈睡眠名奢摩他品諸随煩惱(八六八・a)

(4) 悪作・睡眠を奢摩他・毘鉢舍那の所対治の法としている。

なお前出の巻七十七と巻八十九はここにも分類できる。

(卷二十八) (云何隨順學法……) 有慢緩者於修止觀過患作
意惰沈睡眠瞋蔽其心令心極略 (四三六・c)

(5) 上記四分類に含まれないもので、巻二十八と四〇では惡作は戒において作さないものであるとし、巻四〇では惡作が菩薩の違犯とされ、巻四十八では衆生は菩薩によつて惡作を離れさせられるとし、巻七〇では善作の對として惡作が示され、そして巻七十九では惡作は菩薩の修行の障礙とされている。

上來挙げてきた所から明確になるのは、巻三の通三性の定義にもかかわらず大部分の箇所が惡作・睡眠を不善としている事であり、例外である巻五十五・五十八にしてもその記述には前述の如く不合理が指摘である。又、思想的に發展があるとされている本地分・攝決択分と分けて見ても、惡作・睡眠に関するかぎり同様であり、唯卷三の記述のみが一段發展したものとして目立つのである。今、この点を説明する十分な紙面がないので以下にその端緒のみを示すと、まづ第一の見方としては水野博士が示されている様に論の心所論がかなり混乱していたと考える事ができる。第二の見方としては最近諸学者の間で言われている論の成立時の問題を考慮する事であり、すなわち論の全体が一時に、もしくは現行の順序によつて成立したと考えるのではなく、部分的に前後して一つ

まり本稿では巻三を含む意地の部分及び攝決択分の巻五十五・五十八を含む五識身相応地意地と有尋有伺等三地の部分の全体又はその一部分がおそく成立したと考える事ができる。この二つとも確実な検証が済んでいないので断定は出来ないが、他の法相の検討なども並行すれば必ず解決し得ると考えるものである。

なお最後に論と順逆にかかわらず密接な関係にあるとされている『俱舍論』において不定心所の分類が確立されていたとの説を無批判に受け入れるならば、論と『俱舍論』の成立の前後についても前述の第一・第二のいずれの解決法をとるとも、同時代の成立という場合も含めて、『瑜伽論』↓『俱舍論』の順序であろうと推測できよう。

(立正大学大学院)

新刊紹介

平川 彰 著

「八宗綱要」上 (佛典講座 39・上)

四六判・本文四九五頁・定価三五〇〇円
大藏出版・昭和五十五年十一月十五日刊